

令和5年12月14日
庶務課

江東区奨学資金運用方針について

1 成績基準について

(1) 成績基準

全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。

- ・評定不能が1科目でもある場合は対象外とする。
- ・特別支援学級の生徒の成績基準は「学校長の推薦」とする。

(2) 対象期間

中学3年生（義務教育学校9年生）前期

- ・3学期制の場合は中学3年生1学期の評定を対象とする。

(3) 成績の換算

評価方法が5段階評価以外の場合は、下記換算表により換算を行う。

100段階	10段階	換算後評定	6段階	換算後評定	4段階	換算後評定	3段階	換算後評定
100~81	10~9	5	6	5	4	5	3	5
80~61	8~7	4	5	4.2	3	3.65	2	3
60~41	6~5	3	4	3.4	2	2.35	1	1
40~21	4~3	2	3	2.6	1	1		
20~0	2~0	1	2	1.8				
			1	1				

2 収入基準について

(1) 収入基準

未就学児及び在学中で収入のない者を除く世帯全員の年収合計が600万円以下であること。

(2) 確認方法

令和5年度課税（非課税）証明書の提出により確認を行う。

3 採用予定人数

50名程度

4 申請方法について

- (1) 江東区立中学校・義務教育学校に在学している者は、学校を通じて申請する。
- (2) その他の中学校に在学している者は、江東区教育委員会に直接申請する。
- (3) 受付期間は、令和5年11月13日～令和5年12月11日までとする。

5 経過措置について

条例附則4項に定める経過措置について、給付型奨学資金の学資金の支給を開始する令和6年度において、従来の貸付制度の貸付期間中の奨学生に限り、貸付制度から給付型新制度への変更申請を認める措置を実施する。

なお、この経過措置の申請受付は令和5年度のみに対応とする。

(1) 対象者

以下の条件をすべて満たす奨学生

- ①令和6年度時点で高校2・3年生の奨学資金貸付制度奨学生
- ②貸付審査時に使用した成績の全科目平均が3.5以上
- ③世帯年収が600万円以下（令和5年度課税（非課税）証明書の提出により確認）

(2) 申請方法

(1)①②を満たす奨学生へ、案内と申請様式を個別に送付する。

(3) 貸付制度から給付型新制度への変更手続き

変更申請を提出した奨学生について、第2回奨学資金審査会にて給付型新制度への変更の決定を行う。

なお、令和5年度末をもって貸付は終了とし、令和6年度分より給付型新制度に基づいた学資金を支給する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月2日 学校を通じて中学3年生へ募集要項配布開始

令和5年11月～12月 募集期間（区報11月11日号・区ホームページ掲載）

令和5年12月～令和6年2月 審査

令和6年2月 第2回江東区奨学資金審査会にて採用者の予約決定

令和6年3月 予約決定された者の進学先決定後、奨学生を正式決定